



営業届手続のご案内

はじめに

食品衛生法の「要許可業種(32業種)」と「届出が不要な業種」以外の営業は、営業の届出を行う必要があります(届出が不要な業種については、P2を参照してください)。

本案内をご確認いただき、ご不明な点については営業施設の所在地を管轄する区の福祉保健センター生活衛生課にご相談ください。

営業の届出が必要な業種

次の業種に該当する営業を行う場合は、食品衛生法に基づく営業の届出が必要です。該当する業種を選択し、届出を行ってください。

なお、複数の届出業種で営業する場合は代表的な1業種について届出を行ってください。

| 区分 | 業種 |
|-------------|---|
| 旧許可業種であった営業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 魚介類販売業(※1) ● 食肉販売業(※1) ● 乳類販売業 ● 冰雪販売業 ● コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) <p>※1 包装品を仕入れて、そのまま販売する業態に限る</p> |
| 販売業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 弁当販売業 ● 野菜果物販売業 ● 米穀類販売業 ● 百貨店・総合スーパー ● 通信販売・訪問販売による販売業 ● コンビニエンスストア ● 自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象は除く) ● その他の食料・飲料販売業 |
| 製造・加工業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 添加物製造・加工業(要許可対象は除く) ● 健康食品の製造・加工業 ● コーヒー製造・加工業(飲料製造を除く) ● 調味料製造・加工業 ● 農産保存食料品製造・加工業 ● 糖類製造・加工業 ● 精穀・製粉業 ● 製茶業 ● 海藻製造・加工業 ● 卵選別包装業 ● その他の食料品製造・加工業 |
| 上記以外のもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 行商 ● 露店・仮設店舗等(要許可業種を除く) ● 器具及び容器包装の製造・加工業(合成樹脂使用のものに限る) ● 集団給食施設(要許可施設及び1回の提供食数が20食未満の施設を除く) ● その他 |

営業の届出が不要な業種

次の業種は、届出の必要はありません。

- (1) 食品、添加物の輸入業
- (2) 食品、添加物の貯蔵(冷凍・冷蔵倉庫業を除く)・運搬のみをする営業
- (3) 常温で長期間保存できる包装食品の販売業(冷凍・冷蔵品は除く)
- (4) 器具容器包装の製造業(合成樹脂製品は除く)
- (5) 器具容器包装の輸入又は販売業
- (6) 集団給食施設(許可不要であり1回の提供食数が20食未満の施設)
- (7) 農業・漁業などの採取業

営業の届出について

- (1) 営業の届出は、営業を開始する前に届出を行う必要があります。
- (2) 営業の届出には手数料はかかりません。
- (3) 営業届出施設に施設基準は適用されませんが、「HACCPに沿った衛生管理」(P3参照)は必要となります。また、「食品衛生責任者の選任」(P3参照)も必要です。
- (4) 営業許可を取得している施設において営業の届出の対象となる業種を営業している場合は、別途営業の届出を行う必要があります。

※ 営業の届出手続終了後に届出済証等の交付はありません。

営業の届出のながれ

営業の届出

必要書類等を、各区福祉保健センター生活衛生課の窓口又は食品衛生申請等システムを通して届出してください(P5参照)。

営業開始

「食品衛生責任者の氏名(注)」を施設の見やすい場所に掲示し、営業してください。

(注)食品衛生責任者の文字及び氏名を並記し、次の大きさを掲示してください。

横長の場合 縦15cm×横26cm以上
縦長の場合 横15cm×縦26cm以上

<例>

この店の食品衛生責任者は
横浜 太郎 です

必要書類

- 営業届
- 食品衛生責任者の資格を証明する書類(提示のみ)
- その他必要書類(集団給食施設の図面 等)

食品衛生責任者の選任

営業施設ごとに「食品衛生責任者」を選任してください。

～食品衛生責任者になることができる資格～

- 横浜市又は他の都道府県市が実施する食品衛生責任者養成講習会の修了者
- 調理師 ● 栄養士 ● 製菓衛生師
- 神奈川県ふぐ包丁師の資格を有する者（※令和3年5月31日以前に免許を取得した場合に限る）
- 医師、歯科医師 ● 薬剤師 ● 獣医師
- 大学等で、医学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者 等

有資格者がいないとき

次の団体が開催する食品衛生責任者養成講習会を受講することで資格を修得できます。
営業許可の取得後3か月以内に食品衛生責任者を選任し、届出を行ってください。

養成講習会の
問い合わせ先

一般社団法人 横浜市食品衛生協会
住所 横浜市南区井土ヶ谷下町17-5
TEL 045-711-1911 URL <http://www.fha-yokohama.jp/>

食品衛生責任者となった後は

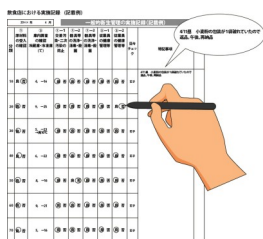
食品衛生に関する新たな知見の習得のために、年に1回実務講習会の受講に努めてください。

HACCP(ハサップ)の取組

原則、全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが義務付けられています。

HACCPは事業所の規模や業種により取り組む内容が異なります。

飲食店や小規模な事業者等は「手引書」を活用して、HACCPに取り組むことができます。



インターネットで
手引書が入手できます。

HACCP 手引書 **検索**



3つのステップでHACCPに取り組みましょう！

- 1 衛生管理計画をつくる
- 2 作成した計画に従い、衛生管理を実行する
- 3 実施結果を記録し、振り返る

その他の手続

次のような場合には、手続が必要です。

各手続に必要な様式(*)は、横浜市ウェブページ(P5①参照)から入手できます。

調理や製造等を行う場合

事前に

店内で調理や菓子等の製造を行う場合などは、営業許可を取得する必要があります(届出の製造・加工業に該当するものを除く)。詳細は、「食品営業許可手続のご案内」をご確認ください。

届出事項に変更が生じたとき

事後、速やかに

次のような変更が生じたときは、「営業許可申請事項・営業届出事項変更届(*)」に、次の書類を添えて提出してください。

| 変更内容 | 必要書類 |
|--|---|
| 食品衛生責任者の選任・変更時 | <input type="checkbox"/> 食品衛生責任者の資格を証明する書類(提示のみ) |
| 営業所の施設設備 | <input type="checkbox"/> 集団給食施設にあつては、施設の構造及び設備を示す図面 |
| 営業者の氏名及び住所、 営業所の屋号、 主として取り扱う食品 等 | |

食品衛生申請等システム(P5②参照)から手続した施設情報等の変更は同システムからできます。

廃業したとき

事後、速やかに

「廃業届(*)」を提出してください。

相続、合併又は分割により業を承継したとき

遅滞なく

「地位承継届(*)」に、次の書類を添えて提出してください。

| | |
|------|--|
| 添付書類 | ※営業施設の所在地を管轄する区の福祉保健センター生活衛生課までお問い合わせください。 |
|------|--|

食品を自主回収するとき

遅滞なく

食品衛生申請等システム(P5②参照)でお手続ください。

※食品衛生法又は食品表示法の違反又はその恐れがある場合に回収する場合が対象です。

書類の提出方法について

① 窓口で提出する場合

営業施設の所在地を管轄する区の福祉保健センター生活衛生課にご提出ください。

申請(届出)様式のダウンロード先

横浜市ウェブページ「食品衛生手続関係」



URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/eisei/shokuhin.html>

② インターネットで提出する場合

厚生労働省ウェブページ「食品衛生申請等システム」でお手続きください。

食品衛生申請等システムへのアクセス



URL <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

注意

横浜市が追加で求める情報を、横浜市ウェブページ「食品衛生手続関係」のページで案内しています(①をご参照ください)。必ず確認してからお手続きください。



お問い合わせ先(各区福祉保健センター生活衛生課)

| 窓口 | 電話番号 | 窓口 | 電話番号 | 窓口 | 電話番号 |
|------|----------|-------|----------|-----|----------|
| 鶴見区 | 510-1842 | 保土ヶ谷区 | 334-6361 | 青葉区 | 978-2463 |
| 神奈川区 | 411-7141 | 旭区 | 954-6166 | 都筑区 | 948-2356 |
| 西区 | 320-8442 | 磯子区 | 750-2451 | 戸塚区 | 866-8474 |
| 中区 | 224-8337 | 金沢区 | 788-7871 | 栄区 | 894-6967 |
| 南区 | 341-1191 | 港北区 | 540-2370 | 泉区 | 800-2451 |
| 港南区 | 847-8444 | 緑区 | 930-2365 | 瀬谷区 | 367-5751 |

※市外局番は045です。

営業届の記載例

- (1) 太枠の部分を漏れなく記載してください(チェックボックスは該当箇所にレ点してください)。
- (2) 黒又は青のペン、ボールペンを使用してください(鉛筆・インクが消えるボールペンは不可)。
- (3) 捺印は必要ありません。

第14号様式 (第15条第1項) ●年 △月 ■日

横浜市保健所長

営業届

申請者が法人の場合は、13桁の法人番号(※)を記載
 ※国税庁法人番号公表サイトで確認できます。
 URL <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

食品衛生申請等システムの利用に関する同意

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開されます。但し、個人識別符号等の特定の個人に関する情報は、当該個人に開示されない限り、原則として個人識別符号等の特定の個人に関する情報として取り扱われます。また、個人識別符号等の特定の個人に関する情報は、当該個人に開示されない限り、原則として個人識別符号等の特定の個人に関する情報として取り扱われます。また、個人識別符号等の特定の個人に関する情報は、当該個人に開示されない限り、原則として個人識別符号等の特定の個人に関する情報として取り扱われます。

※「食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出等の個人情報の取扱いについて」をご覧ください。(チェック欄)

| | | |
|--|---|---|
| 郵便番号: 231-0000 | 電話番号: 045-xxx-xxxx | FAX番号: 045-xxxx-xxxx |
| 電子メールアドレス: eisei@city.yokohama.jp | 法人番号: xxx-xx-xxxx-xxxx | |
| 届出者住所 ※法人にあっては、所在地 神奈川県横浜市中区本町6-0-0 | 個人の場合は自宅の住所、法人の場合は登記上の本店所在地を記載 | |
| 届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 はま茶や株式会社 代表取締役 横浜花子 | 法人の場合は法人名称と代表者の役職名と氏名を記載 | 個人の場合は記載 |
| 郵便番号: 231-0000 | 電話番号: 045-xxx-xxxx | FAX番号: 045-xxxx-xxxx |
| 電子メールアドレス: eisei@city.yokohama.jp | | |
| 施設の所在地 神奈川県横浜市●区本町3-0-0 はま茶ビル 15F | 講習会修了の場合はその他に○ | |
| (ふりがな) はまちゃや よこはまてん | | |
| 施設の名称、屋号又は商号 はま茶や 横浜店 | 免許証の登録番号、講習会修了証の番号等を記載 | |
| (ふりがな) はま たらう | 肉・菜・船舶・と畜・食鳥・その他 | |
| 食品衛生責任者の氏名 濱 太郎 | 受講した講習会 ※食品衛生責任者養成講習会等を受講した場合、資格の番号 ●x-■○-◆x-○△ | 講習会名称: 食品衛生責任者養成講習会修了(横浜市) 受講日: R●年 3月 15日 |
| 主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 生鮮肉類 | 自由記載 ※左欄について補足があれば記載 | |
| 自動販売機の取組 | 自動車による営業 | 関係自治体への申請情報の提供に関する同意 |
| HACCPの取組 | 登録番号 | 車台番号 |
| HACCPの取組 | <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input checked="" type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 | |
| 業種に応じた | 指定成分等含有食品を取り扱う施設 | <input type="checkbox"/> |
| 輸出食品取扱施設 | ※この届出の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 | <input type="checkbox"/> |
| 営業届出 | 営業の形態 | 備考 |
| | 1 | 食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売) |
| | 2 | |
| 3 | | |
| 担当者 | (ふりがな) おおば えいこ 青葉 栄子 | 電話番号 090-xxx-xxxx |
| 《事務処理欄》 | | |

1 食品衛生責任者の資格を証明する書類(調理師等の免許証、食品衛生責任者養成講習会の修了証など)を提示してください。

2 届出の業種が集団給食施設の場合は、施設の構造及び設備を示す図面を添付してください。